

平成 30 年度に実施した個別指導において
保険薬局に改善を求めた主な指摘事項

中国四国厚生局

I 調剤全般に関する事項

1 処方箋の取扱い

(1) 次の不備のある処方箋を受け付け、調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

- ① 使用期間を超過している処方箋。
- ② 約束処方が記載されている処方箋。

(2) 「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

- ① 用量の記載がない。
- ② 屯服薬の用法の記載がない。
- ③ 用法の記載がない。
- ④ 用法の記載が不適切である。
- ⑤ 屯服薬の1日の服用回数の記載がない。
- ⑥ 外用薬の用法日の使用回数の記載がない。

2 処方内容の変更

(1) 処方内容の変更について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 処方箋に変更の内容の記載が不十分。

(2) 処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。

- ① 薬剤の処方内容より禁忌投薬が疑われるもの。
- ② 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果(適応症)での処方が疑われるもの。
- ③ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの。
- ④ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの。
- ⑤ 過量投与が疑われるもの。
- ⑥ 倍量処方が疑われるもの。
- ⑦ 重複投薬が疑われるもの。
- ⑧ 薬学的に問題がある多剤併用が疑われるもの。
- ⑨ 漫然と長期にわたり処方されているもの。

3 調剤

(1) 調剤について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 処方医が後発医薬品への変更を認めている場合に、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行っていない。
- ② 先発医薬品から後発医薬品への変更調剤が可能な処方箋を受け付けた場合であって、当該処方に係る後発医薬品を支給可能又は備蓄しているにもかかわらず、先発医薬品を調剤して

いる。

4 調剤済処方箋の取扱い

(1) 調剤済処方箋について、次の事項の記載がない例が認められたので改めること。

- ① 調剤済年月日。
- ② 保険薬局の所在地。
- ③ 保険薬局の名称。
- ④ 保険薬剤師の署名又は記名・押印。
- ⑤ 調剤した保険薬剤師の記名に代えて当該保険薬剤師の氏名が入ったスタンプを利用した場合における当該保険薬剤師による押印。

(2) 調剤済処方箋の「備考」欄又は「処方」欄に記入する次の事項の記載がない例が認められたので改めること。

- ① 医師又は歯科医師に照会を行った場合の、その回答内容。

5 調剤録の取扱い

(1) 調剤録の記入について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤した保険薬剤師の氏名を記載していない。
- ② 調剤年月日が誤って記載されている。
- ③ 調剤録と処方箋に記載されている薬剤師名が一致しない。
- ④ 疑義照会の内容・時間・担当者名等の記載が不十分。

Ⅱ 調剤技術料に関する事項

1 調剤料

(1) 調剤料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 服用時点が同一である内服薬を、1剤とすべきところ、2剤として算定している。

2 嚥下困難者用製剤加算

(1) 嚥下困難者用製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤師が剤形の加工の必要を認め、医師の了解を得た後剤形の加工を行った場合において、その旨を調剤録等に記載していない。

3 一包化加算

(1) 一包化加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 服用時点の異なる2種類以上の内服用固形剤又は1剤であって3種類以上の内服用固形剤が処方されていないときに算定している。
- ② 処方箋に一包化の指示がなく、治療上の必要性が確認できないものについて、医師の了解

を得ず、一包化の理由を明確にしないまま一包化を行っている。

- ③ 医師の了解を得た上で行ったものではない場合に算定している。
- ④ 薬剤師が一包化の必要性を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、医師の了解を得た旨及び一包化の理由の調剤録等への記載がない又は不十分。
- ⑤ 薬学的観点から一包化を行う理由に疑義がある場合に処方医に確認していない。

4 自家製剤加算

(1) 自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤録等に製剤工程を記載していない。
- ② 予製剤による場合にもかかわらず、100分の20に相当する点数を算定していない。

5 計量混合調剤加算

(1) 計量混合調剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 予製剤による場合にもかかわらず、100分の20に相当する点数を算定していない。

6 調剤料の夜間・休日等加算

(1) 調剤料の夜間・休日等加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 加算とならない日又は時間帯において調剤を行った場合に算定している。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

1 薬剤服用歴管理指導料

(1) 居宅療養管理指導費を算定している月に薬剤服用歴管理指導料(薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合を除く。)を算定している例が認められたので改めること。

2 薬剤服用歴の記録

(1) 薬剤服用歴の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤服用歴の記録への記載が、指導後速やかに完了していない。
- ② 鉛筆で記載している。
- ③ 次の事項の記載が不十分である。
 - 処方内容に関する照会の要点等。
 - 患者の体質(アレルギー歴、副作用歴等を含む)。
 - 薬学的管理に必要な患者の生活像。
 - 後発医薬品の使用に関する患者の意向。
 - 疾患に関する情報(既往歴、合併症、他科受診において加療中の疾患に関するものを含む)。
 - 併用薬(要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む)等の状況。
 - 飲食物(服用中の薬剤との相互作用が認められているものに限る)の摂取状況。

- 服薬状況(残薬の状況を含む)。
- 患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)。
- 患者又はその家族等からの相談事項の要点。
- 服薬指導の要点。
- 手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無。
- 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点。
- ④ 次の事項の記載がない。
 - 処方内容に関する照会の要点等
 - 併用薬(要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む)等の状況。
 - 飲食物(服用中の薬剤との相互作用が認められているものに限る。)の摂取状況。
 - 指導した保険薬剤師の氏名の記載がない。

3 薬剤情報提供文書

- (1) 薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 服用及び保管取扱い上の注意事項の記載が画一的となっている。

4 薬剤服用歴の記録(電磁的記録の場合)の保存等

- (1) 電子的に保存している記録について、次の不適切な事項が認められたので改めること。
- ① パスワードの有効期間を適切に設定していない。パスワードは定期的(2ヶ月以内)に変更すること。

5 麻薬管理指導加算

- (1) 麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 麻薬の服用状況、残薬の状況、保管状況を確認していない。
 - ② 薬剤服用歴の記録に指導の要点の記載がない。

6 重複投薬・相互作用等防止加算

- (1) 重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 処方医に連絡確認を行った内容の要点、変更内容について、薬剤服用歴の記録への記載がない。

7 特定薬剤管理指導加算

- (1) 特定薬剤管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
 - ② 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導を行っていない。
 - ③ 対象となる医薬品に関して、患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の薬剤服用歴への記載がない又は不十分。
 - ④ 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行っ

た指導の内容を薬剤服用歴の記録に記載していない。

8 乳幼児服薬指導加算

(1) 乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 乳幼児に係る処方せんの受付の際に確認した、体重、適切な剤形その他必要な事項等について、薬剤服用歴の記録及び手帳への記載がない又は不十分。
- ② 薬剤服用歴の記録に患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点の記載が不十分。

9 かかりつけ薬剤師指導料

(1) かかりつけ薬剤師が行う服薬指導等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 患者が受診している全ての保険医療機関の情報、服用している処方薬、要指導医薬品及び一般用医薬品並びに健康食品等について、薬剤服用歴の記録への記載が不十分。

10 外来服薬支援料

(1) 外来服薬支援料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤服用歴の記録に次の事項を記載していない。
○処方医の了解を得た旨又は情報提供した内容

11 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

(1) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の算定について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤服用歴の記録に次の事項の記載が不十分である。
○訪問に際して実施した薬学的管理指導の内容(服薬状況、副作用、相互作用等に関する確認等を含む)

IV 事務的事項

1 登録・届出事項

(1) 次の届出事項の変更が認められたので、速やかに届け出ること。

- ① 保険薬剤師(非常勤)の異動(採用、退職を含む)
- ② 開局時間
- ③ 休業日

2 薬局の管理等

(1) 薬局の管理等について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

- ① 後発医薬品の備蓄に関する体制、後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めていない。

V その他

1 調剤報酬明細書の記載

(1) 調剤報酬明細書の記載方法に誤りが認められたので改めること。

- ① 一包化加算について、当該加算の算定対象となる剤が複数ある場合に、一包化した薬剤について、一包化を行った全ての剤の「加算料」欄に「包」の記号を記載していない。
- ② 介護施設入所者について、特記事項欄に略号を記載していない。

2 保険請求に当たっての請求内容の確認

(1) 保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めていないので改めること。

- ① 保険薬剤師による処方箋、調剤録、調剤報酬明細書の突合・確認が行われていない。

3 関係法令の理解

(1) 健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令に関する理解により一層努めること。